地域内フィーダー系統生活交通確保維持計画(案)

(名 称)葛城市地域公共交通活性化協議会 (代表者名)会長 阿古 和彦

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

葛城市の公共交通は、主に通勤・通学など都市間の輸送を担う鉄道(近鉄、JR)、主に通院、買い物、通勤・通学の移動手段である路線バス、そして、主に市内の公共施設間の移動手段であるコミュニティバス等で、概ね市内全域に公共交通のサービスが提供されている。

しかし、近年、公共交通の利用者は減少傾向にあり、鉄道駅の無人化、路線バスの減便など地域公共交通 を取り巻く環境は、今後益々厳しくなることが予想される。

一方で、全国の市町村と同様に、本市においても少子高齢化が進展しており、将来的には約3割の方が高齢者になることが予測され、また、市内では勾配のある地形により、日常生活する上で徒歩による外出が負担となっている地域や公共交通の利用が不便な地域も存在する。

以上のことから、本市では、地域公共交通の問題等を解決するため、市の公共交通の現状や住民ニーズを把握して、本市に適した生活交通ネットワークの確保が重要である。

本計画の対象路線である環状線ルートは、公共施設(庁舎、福祉施設等)、鉄道駅、医療機関、商業施設を結ぶ路線であり、地域の生活交通の確保を目的にしており、地域公共交通確保維持事業はその実現に必要不可欠な事業である。

なお、当該路線は平成28年2月15日よりコミュニティバスの運行を開始し、平成28年11月 には完成した「道の駅かつらぎ」の乗り入れによる改変を終え現在に至る。

2. 地域公共交通確保維持事業に係る定量的な目標・効果

(1)目標

「道の駅かつらぎ」乗り入れによる改変後の葛城市コミュニティバスの運行状況は約128 人/日(H28.11.3~H29.3.31) さらなる利用者数の増加や利用拡大のための施策を推進する。 なお、環状線ルートの利用者数については約83人/日で、ミニバスについては約45人/日 の利用状況である。

今後、平成28年度の運行の利用者数は96人/日、平成29年度の利用者数は83人/日。 今後利用状況を分析しながら、平成30年度は葛城市コミュニティバスとして運行の利用者数 を約100人/日の維持を目指す。

(2) 効果

地域公共交通確保維持業の実施により、次のような効果が期待できる。

- ・公共施設、鉄道駅等へのアクセス向上等、住民の生活の質の向上
- ・安全で効率的な公共交通サービスの提供
- ・コミュニティバス、路線バス等の利用者数の増加

3. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

別表のとおり

4. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

別表2のとおり

なお、葛城市から運行事業者へ委託する委託料については、運行経費から国庫補助金額を差し引いた差額分を負担することとしている。

5. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称

奈良交诵株式会社

6. 補助金の交付を受けようとする系統等に係る利用状況等の継続的な測定手法

(活性化法法定協議会を補助対象事業者とする場合に限る)

該当なし

7. 別表1及び別表3の補助事業の基準二に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要

該当なし

8. 別表1及び別表3の補助事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤 が整備されている」と認めた市町村の一覧

該当なし

9. 地域公共交通確保維持事業を行う地域の概要

表5のとおり

10. 車両の取得に係る目的・必要性

該当なし

11. 車両の取得に係る定量的な目標・効果

該当なし

12. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の総額、負担者及びその負担額

13. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画該当なし

14. 協議会の開催状況と主な議論

・平成28年6月15日 事業内容等について説明・協議・承認

地域内フィーダー系統確保維持計画について協議

- ・平成28年8月16日 地域内フィーダー系統確保維持計画(変更案)について協議
- ・平成29年1月10日 地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価(自己評価)について
- ・平成29年5月22日 地域内フィーダー系統確保維持計画(案)について協議

15. 利用者等の意見の反映状況

葛城市地域公共交通活性化協議会で協議の上、策定されたものであるが、区長会、商工会、寿連合会、民生児童委員連合会、市議会より当協議会には委員として参加され、協議に加わっていただいていることから、公共交通利用者(市民)の意見が一定反映されていると認識している。

なお、本協議会の会議は公開されているとともに、会議資料や会議録は市ホームページにて公開している。

16. 協議会メンバーの構成

(別添 別紙のとおり)